

「学校における医療的ケア実施体制構築事業」

松戸市教育委員会
教育研究所

電話 047-366-7461
FAX 047-361-6511



研究のポイント

公立小中学校に医療的ケアを必要とする児童生徒が増えてきている現状と、松戸市で行っている看護師固定配置型の「医療的ケア事業」を踏まえ、より安心・安全な医療的ケアを行っていくために、医療や福祉とどのような連携を図っていけば良いのかを検証しながら、公立小中学校における医療的ケアの実施体制の構築を図る。

■松戸市における医療的ケアの概要

<http://www.city.matsudo.chiba.jp/kyouiku/>

本市では、平成23年より医療的ケアに必要な児童に対し看護師の配置を行っている。令和元年度は、小中学校合わせて8校に9名の医療的ケア児が在籍しており、12名の看護師を配置した。千葉県内でも医療的ケア児の多い地域であると考えられる。

各学校で主治医からの指示書をもとに看護師の配置を決め、校内医療的ケア運営委員会を開催しながら事業展開を行っている。1年間の計画や、行事、運動会、水泳指導等の参加の仕方、入院による状況の変化等に必要に応じて校内で運営委員会を何度も開催し児童生徒の安心・安全を重視した医療的ケアを実施しているが、指示書と看護師の判断だけで医療的ケアを行っていくには課題がある。

そこで、本事業を活用し医療的ケア実施体制を構築するために

- ①医療的ケア指導医による巡回指導
- ②医療関係者との連携による医療的ケア運営協議会の開催
- ③指示書・マニュアルの改訂 を行った。

■研究課題

医療技術の進歩等を背景として、医療的ケアを必要とする児童生徒の在籍が公立小中学校において増加している。学校において、医師と連携した校内支援体制を構築するとともに、学校において様々な医療的ケアに対応するための医療的ケア実施マニュアル等の作成を行い、医療的ケア実施体制の充実を図る。

■研究の目的と方法

【目的】

公立小中学校における医療的ケア実施体制の構築

【内容】

- ①医療的ケアをより安全に、正確に行うための巡回指導医による校内支援体制の充実
- ②学校・行政・医療・福祉の連携による市内医療的ケア体制の構築
- ③指示書・マニュアルの改訂による、スムーズな実施体制作り

■研究概要

①医療的ケアをより安全に、正確に行うための巡回指導医による校内支援体制の充実

*実施体制

在宅医療専門医師に巡回指導医を委嘱し、公立小中学校の巡回を行う。

*内容

- ・各学期に1回の巡回指導。
- ・看護師が主治医の指示書どおりに医療的ケアを行っているか、児童生徒の状況と看護師の手技を見ながらの指導。
- ・日常行っている医療的ケアへの悩みを聞き、適切なアドバイス。
- ・運動会、プール指導、校外学習・宿泊行事等学校行事に参加する場合の医療的ケアの実施のアドバイス。
- ・学校と医療機関とのホットラインの設置。

*成果と課題

- ・看護師の役割が明確になった。
- ・看護師の不安が大きく減少した。
- ・学校・保護者・看護師との連携が作られた。
- ・巡回指導医との連絡調整が難しい。

②学校・行政・医療・福祉の連携による市内医療的ケア体制の構築

*実施体制

- ・医療・福祉・教育関係者の連携会議を行い、情報共有を行う。(2月に開催)
- ・福祉部との連携による看護師研修会の開催

*内容

- ・松戸市の医療的ケアの現状の共通把握
- ・福祉と連携した看護師研修会の参加
- ・巡回指導医との月例会議の開催

*成果と課題

- ・看護師研修会に参加し、看護師のレベルアップ、連携が図れた。
- ・保育園との連携により、小学校入学児童の引継ぎがスムーズに行われた。
- ・様々な機関から医療的ケア児の情報が得られるようになり、医療的ケア児に対し早期に関わることができるようになった。
- ・月例会議の開催により、連携が深まった。
- ・松戸市で開催している「松戸市医療的ケア連携協議会」への移行をすることで、市内の連携をより深めたい。

③公立小中学校で医療的ケアを実施するためのガイドライン作り

*実施内容

医療的ケアガイドライン・指示書の改訂

*成果と課題

- ・2年間の実施での成果課題を踏まえ、現状に合った公立学校で行える医療的ケアガイドラインの改訂ができた。
- ・指示書の改訂により、より児童生徒の様子がわかるものとなった。
- ・巡回指導医と主治医との連携が図られるようになった。
- ・ガイドラインや指示書は今後も改訂を重ねていく必要がある。